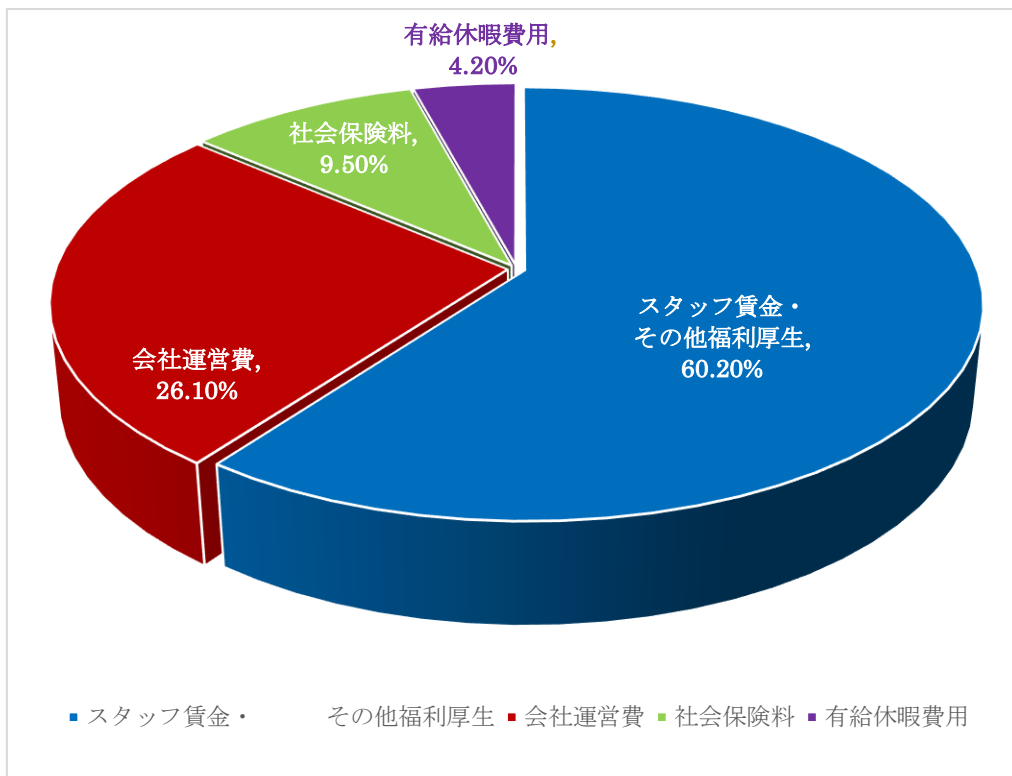


マージン率について



一番多くを占めるのが派遣スタッフ皆様の給与とその他福利厚生で、料金総額の約 60.20%です。

次いで、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費・オフィス賃貸料・募集広告費用をはじめとする諸経費が 26.10%、そして、雇用主として負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険などの社会保険料が約 9.50%となります。(注1・注2)

なお、派遣先の倒産や料金不払いにより派遣料金が回収されない場合でも、派遣会社は派遣スタッフに対して賃金を支払う義務を負っています。

また、福利厚生に含まれている有給休暇ですが、派遣スタッフが有給休暇を取得する際、休暇期間については派遣先に対する請求はできませんが、派遣会社としては、派遣スタッフの雇用主としての賃金の支払いが生じるため、その引当分としての費用が含まれています。

【注1】 その他福利厚生の中には、交通費・有給休暇の取得・健康診断料・派遣前訓練費用・インフルエンザ予防接種補助・派遣先での慰労会会費（派遣元負担分）などがふくまれております。

【注2】 賃金に対する事業主負担の割合は、健康保険・介護保険 5.80%、厚生年金保険約 9.15%、雇用保険 0.60%、労災保険 0.30%（令和1年12月現在）。これらが派遣料金全体に占める割合は合計約 15.85%となります。

【注3】 所得税や社会保険料・労働保険料の個人負担分等については、派遣会社が派遣スタッフの皆様にかわって国や自治体に納付するため、それらを差し引いた金額を給与としてお支払い致します。